東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事（令和８年度）

図面番号	図面名称
Ａ－00	表紙・図面リスト
Ａ－01	建築改修工事特記仕様書－１
Ａ－02	建築改修工事特記仕様書－２
Ａ－03	建築改修工事特記仕様書－３
Ａ－04	建築改修工事特記仕様書－４
Ａ－05	案内図・配置図
Ａ－06	３号棟屋根伏図（既存・改修）
Ａ－07	３号棟立面図
Ａ－08	４号棟屋根伏図（既存・改修）
Ａ－09	４号棟立面図
Ａ－10	防水詳細図
Ａ－11	仮設計画図
Ａ－12	仮設計画図－２（参考）

MEMO

１級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３-２２-６　TEL 043(308)3917
（株）喬 建築設計事務所
KYO
一級建築士　登録番号　第121106　橋場 陸夫

検印			

工事名称	設計年月日	図面番号
東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事		Ａ－００
図面名　表紙・図面リスト	縮尺　――	

工事名称　東寺山第二県営住宅３．４号棟屋上防水改修工事（令和８年度）

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所　　千葉市若葉区東寺山町

2 改修建物概要

建 物 名 称	構　造	竣工年	階　数	住戸数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
３号棟	RC造	1991	5F	20	283.87 ㎡	1,346.74㎡	
４号棟	RC造	1991	5F	30	408.13 ㎡	1,961.65㎡	

3 工事内容　（● 印の付いた種目）

○住居改善　（①浴室・台所の設備更新　②ピッキング対策鍵への更新
③便所・浴室・洗面脱衣・玄関に手摺の設置　④台所・洗面・脱衣室の床の張替え
⑤電気設備更新　⑥その他）
○外壁改修　（①外壁・軒裏塗装の塗替　②外壁目地他シーリングの打替
③竪樋の取り替え　④アスベスト含有塗膜除去（補修部）⑤その他）
●屋上防水改修（①屋上防水を高反射シート防水工法に改修　②ドレーンの取替え
③屋上点検口の金属部補修　④その他

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）
○建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（___／___）図、機械設備工事の特記仕様書は（___／___）図による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（●印が着かない場合は※印の付いたものを適用する。）
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	● 1 適用基準等	●建築工事標準詳細図　（令和4年） ●営繕工事写真撮影要領　（令和5年） ●建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ●建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ○千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成30年） ○公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年） ●デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国営建技第14号　令和5年3月1日） ○施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ○_____
	● 2 工事実績情報の登録	[1.1.4] 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	● 3 発生材の処理等	[1.3.12] 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	● 4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ●風圧力 風速（Vo＝36　m/s） 地表面粗度区分（　○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ　） ○積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表　（_____）
	○ 5 電気保安技術者	[1.3.3] ○自家用電気工作物　○一般電気工作物 ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（_____）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 6 工事用電力設備の保安責任者	[1.3.4] 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。
	● 7 条件明示項目	[1.3.5] フレックス工期契約制度 ○適用する　工事着手期限　（　）、工期の終期日（　） 留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条） (1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。 (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。 (4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。 (5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。 (6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。 （工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。） ●適用しない
	● 8 環境への配慮	[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないは発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	● 9 材料の品質等	[1.4.2] 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた
	○10 材料の試験	[1.4.5] コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	●11 ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 (1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 (2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	●12 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ●石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料：外壁仕上塗材ｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査報告書 （3,4号棟共に外壁仕上塗材にｱｽﾍﾞｽﾄ含有あり） ○分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 材料名 ／ 定性分析方法（JIS A 1481-1)または(JIS A 1481-2)） ／ 定量分析方法（(JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)） _____ ／ ○____（箇所） ／ ○____（箇所） _____ ／ ○____（箇所） ／ ○____（箇所） _____ ／ ○____（箇所） ／ ○____（箇所） サンプル数　１箇所あたり３サンプル 採取箇所 ○図示による　○_____
	○13 技能士	[1.7.2] 適用工事種別 ／ 技能検定の職種 防水改修工事 ／ ○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ﾓﾙﾀﾙ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業 外壁改修工事 ／ ○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業 建具改修工事 ／ ○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業 内装改修工事 ／ ○自動ドア施工作業 ○ﾌﾞﾗｽﾀｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業 塗装改修工事 ／ ○建築塗装作業 耐震改修工事 ／ ○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業 ブロック工事 ／ ○コンクリートブロック工事作業 ＡＬＣ工事 ／ ○ＡＬＣパネル工事作業 石工事 ／ ○石張り作業 植栽工事 ／ ○造園工事作業
	○14 化学物質の濃度測定	[1.7.9] 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。[1.7.10] 測定対象物質は、次による。 ○学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ○庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 着工前の測定　○行う　○行わない 測定対象室　○図示　○_____ 測定箇所数　○図示　○_____ 測定時間　⊠24時間　○_____ （「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照） 測定はパッシブ型採取機器により行う。 その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。
	○15 中間検査	[1.8.2] ○中間検査を実施する　（回数：　__回） 実施時期：_____ 中間検査の範囲　（_____） ○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
	●16 完成時の提出図書等	[1.9.1～3][表1.9.1] 工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ●完成図面 ／ ○図面（A1版）折りたたみ製本　●図面（A3版）見開き製本 ／ サイズ　●A4 版　○__版 ／ ●１部　○__部 ●工事関係図書 ／ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ／ ●１部　○__部 ●完成写真 ／ ○　キャビネ判　○_____ ／ 撮影箇所　●２箇所　○__箇所 ／ ●１部　○__部 ●保全に関する資料 ／ ●主要資材発注調書、使用材料メーカーリスト、完成図、下請業者リスト、カタログ、保証書 ／ ●１部　○__部 ●電子成果品 ／ 電子納品による ／ ●２部　○__部 ※完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。
	●17 ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータ　●貸与する　○貸与しない 貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	●18 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。また、その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。 なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。 4 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	●19 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	●20 施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、１年目及び２年目に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、住宅課から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。
	●21 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。 コア抜き、はつり工事等 ●既存資料調査 ○探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査 配管　配線等の位置の墨出しを行う。 範囲　⊠図示 ○既存躯体への穿孔 ※穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 ○放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数_____枚 フィルムサイズ　_____ コンクリート厚さ　_____cm
	○22 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記－２（工事区分表）による。
	○23 設計ＧＬ	⊠図示　○設計ＧＬ＝現状ＧＬ
	●24 安全対策	1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することが必要な場合は、「工事関係者連絡会議」を設置すること。 2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	●25 保険等	1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。 2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。 3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。
	●26 過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。 (1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長するようなことのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。
	●27 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	●28 環境対策	受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。 (1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。 ○大気汚染対策　●騒音、振動対策　○水質汚濁対策 ○地盤沈下対策　○防塵対策　○一般廃棄物対策　○交通障害対策 ○その他　（_____） (2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。 (3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。 (4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 (5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	●29 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

工 事 名	東寺山第二県営住宅３．４号棟屋上防水改修工事	製　図 年　月　日	・　・
図　名	建築改修工事特記仕様書－１	R8.1	
製　図			

A
01
千葉県

2 仮設工事

○ 1 騒音 粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル　○防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
○図示　○____________________

● 2 足場その他

[2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1（2）によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

○内部足場　種別　⊠脚立、足場板等　○_______
●外部足場　●設置する　○設置しない
防護シートによる養生　●行う　○行わない
ネット養生シート（●防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類　○____________）
●屋上仮設落下防止柵（スタンション＋単管手摺（2段））
●侵入防止柵（1段目に金網を設置すること。）

[表2.2.1]

材料、撤去材料等の運搬方法
○Ａ種　●Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種
○その他 （ダストシュート）
Ｃ種 利用可能なエレベーター（__________________）
Ｄ種 利用可能な階段　（__________________）

○ 3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
○既存部分　養生方法　⊠ビニールシート　合板等　○__________
○既存家具、既存設備等　養生方法　⊠ビニールシート等　○__________
○既存ブラインド、カーテン等
養生方法　○ビニールシート等　○__________
保管場所等　○指定場所に保管、再取付け　○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動　○行わない　○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　○図示　○_____________
2 仮設間仕切りの種別と材質

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	塗装	充填材
○Ａ種	○木 ○軽量鉄骨	○せっこうボード（⊠ 9.5 ○___） 種類（○__________________）	○片面 ○なし	⊠有り
○Ｂ種		○合板（⊠ 9.0 ○____________） 材種（____________________）		
⊠Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上材（厚さ mm）	塗装	設置場所	充填材
⊠木扉 ○鋼扉	⊠合板張り程度 ○__________	⊠なし ○片面	⊠図示　○___か所	○あり ○なし

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）

● 5 監督職員事務所

[2.4.1]

○既存建物内の一部を利用する　○構内に設置する　●設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度　○２０㎡程度　○３５㎡程度　○ユニットハウス程度

○ 6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

● 7 工事用水

構内既存の施設　⊠利用できない
●利用できる　（ ●有償　○無償 ）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する
但し、自治会と協議のこと。

● 8 工事用電力

構内既存の施設　●利用できない　○利用できる　（ ⊠有償　○無償 ）
但し、自治会と協議のこと。

● 9 仮囲い等

仮囲い　⊠成型鋼板　Ｈ＝_____ｍ　Ｌ＝_____ｍ
●ガードフェンス　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝４６．２ｍ
○カラーコーン及びコーンバー　Ｈ＝０．７ｍ　Ｌ＝_____ｍ
出入口　○シートゲート　Ｈ＝_____ｍ　Ｌ＝_____ｍ　_____箇所
●キャスターゲート　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝６．０ｍ　１ 箇所

○10 仮設道路

○砕石敷き　（厚さ_____mm　幅　_____mm）　Ｌ＝_____ｍ
（砕石は、再生クラッシャラン G を使用）
○鋼板敷　（　　　）　枚

●11 交通誘導員

配置人数　６ 人
配置期間 足場掛払い時、荷揚げ時
配置場所　○図示　●監督員と協議のこと。

3 防水改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○図示　○__________
調査方法　○図示　○__________
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○__________
調査報告書　提出部数　○２部　○__________

● 2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

●改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　○____________________

● 3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　○行う（範囲　○図示　○_______________）
○行わない
既存防水層の撤去　●行う（範囲　●図示　○_______________）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　○行う（○M4AS　○M4ASI　○M4C　○M4DI　○L4X）
○行わない

● 4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　●図示　○_______
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　⊠改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　○_______
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理　○図示　○_______

○ 5 アスファルト防水

屋根保護防水（既存）　[3.3.2～5][表3.3.3～10]
新設防水層（屋根保護絶縁工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○P2A	○A-1 ⊠A-2 ○A-3			⊠ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ○________
○P1B	○B-1 ⊠B-2			
○P2AI	○AI-1 ⊠AI-2 ○AI-3		（種類） ⊠JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)(mm) ○________	⊠ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度
○P1BI	○BI-1 ⊠BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.5から表3.3.6による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　⊠水下　80mm以上　○_____________
床タイル張り　⊠水下　60mm以上　○_____________
立上り部の保護工法
○乾式保護材（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による）
窯業系パネルⅠ類　（厚さ_____（mm）　幅_____（mm））
○コンクリート押え
○モルタル押え（屋内）
○れんが押え　（ ⊠JIS R 1250　○____________）

屋根露出防水（既存）
新設防水層（屋根露出工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○M4C	○C-1 ⊠C-2 ○C-3 ○C-4			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	○適用する	
○M3D ○P0D	○D-1 ⊠D-2			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0DI ○M3DI ○M4DI	○DI-1 ⊠DI-2		改修特記仕様書3.3.2(9) （種類） ○______ （厚さ）(mm) ○______	○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
⊠図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○___個

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所
○Ｐ１Ｅ	○Ｅ－１	
○Ｐ２Ｅ	○Ｅ－２	

保護層　○設ける（⊠図示　○______）
○設けない
○Ｅ－１の工程３を行う部位
⊠貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　○_____________
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　Ｌ-30×15×2.0mm程度　○_____________
屋上排水溝　○図示　○_____________

○ 6 改質アスファルトシート防水

[3.4.2～4][表3.4.1～3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○MA4S	○AS-T1 ○AS-T2 ○AS-J2			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	○適用する	
○M3AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1 ○AS-J3			⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○M3ASI ○M4ASI ○P0ASI	○ASI-T1 ○ASI-J1		改修特記仕様書3.4.2(3)(ｳ) （種類） ○______ （厚さ）(mm) ○______	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない 防湿層 ○設ける ○設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○___________
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（___）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　Ｌ-35×15×2.0mm程度　○___________
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定
設置数量　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定　○___個
絶縁断熱工法の防湿用シート　○設置する　○設置しない

● 7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4][表3.5.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
●P0S ○S4S	○S-F1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	脱気装置 ●設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ●設ける ○設けない
	○S-F2					○適用する	
	○S-M1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	
	●S-M2	●鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ●平場				●適用する	
○S3S	○S-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○___		⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-M2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○立上り				○適用する	
●M4S	○S-M1			⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	脱気装置 ○設ける ●設けない
	●S-F2	●鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ●立上り				●適用する	
○P0SI ○S3SI ○S4SI ○M4SI	○SI-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○___	改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b) （種類） ○_____ （厚さ）(mm) ○25　○50	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
	○SI-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○___				○適用する	
	○SI-M1		改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a) （種類）	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○_____	○適用する	
	○SI-M2		○押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種b ○_________ （厚さ）(mm) ○35　○50　○___			○適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　○非歩行仕様　○軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム　●設置する　○設置しない

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚(mm)	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
○PIS	○S-C1		○________	⊠7mm以下 ○________

平場の保護モルタル床塗りにおける床の目地の目地割り及び種類
目地割　⊠2㎡程度、最大目地間隔3m程度　○__________
目地の種類　⊠押し目地　○__________
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
●JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（塩ビ樹脂系シート）　厚さ（ ２ ）mm
絶縁用シート及び可塑剤移行防止シートの材質
⊠発泡ポリエチレンシート　●製造所の仕様による
固定金具の材質及び寸法形状
●厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○__________
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠ルーフィングシート製造所の指定による　○___
設置数量　⊠ルーフィングシート製造所の指定による　○___個

接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
○行う（ ○図示　○　　　　　○行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1の場合）
○行う（ ○図示　○______________）　○行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1-4 適用区分による風圧力の（●1　○1.15　○1.3 ）倍の風圧力に対応した工法
●屋上スラブへの削孔は、50mm以下となる仕様とすること。

● 8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]

新設防水層（ウレタンゴム系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	⊠X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○___		⊠主材料の製造所の仕様 ○______	⊠主材料の製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
●L4X	○X-1 ●X-2 ○X-1H ○X-2H ○___	●屋上点検口立上り等	●主材料の製造所の仕様 ○______	●主材料の製造所の仕様 ○______	○適用する	脱気装置 ○設ける ●設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠主材料の製造所の仕様　○___
設置数量　⊠主材料の製造所の仕様　○___個
新設防水層（ゴムアスファルト系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	⊠Y-2 ○___		⊠主材料の製造所の仕様 ○______	○保護モルタル ○保護コンクリート 厚さ（　　mm）
○P2Y	⊠Y-2 ○___		⊠主材料の製造所の仕様 ○______	○保護モルタル ○保護コンクリート 厚さ（　　mm）

● 9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
●シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　○適用する　○適用しない
エッジング材張り　○適用する　○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）
空気抜き管廻り	MS-2
屋上点検口立上り　10x10	PU-2

※但し、防水工事での取合い部においては、防水メーカーの仕様による。

仕上を行わない施工箇所　○図示　○_____用
シーリング材の目地寸法　●図示　○_____
接着性試験　●簡易接着性試験　○引張接着性試験

○ＰＣＢ含有シーリング調査
※ 8-3「ＰＣＢ含有シーリング材の処理」による

●10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　10年
●合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　●10年　○15年
●塗膜防水　5年　（X-1工法は、10年）
●受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

工事名	東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事	製図 年月日	・・	A 02 千葉県
図名	建築改修工事特記仕様書－２	R8.1		
製図				

6-2 ユニット及びその他の工事

○20 エキスパンションジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従量(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	__階～__階 __階～__階	○50 ○100 ○150 ○_____	（避難経路の床等） _____以上 （その他） ____以上	○あり (____) ○なし	○あり (____) ○なし	
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	__階～__階 __階～__階	○50 ○100 ○150 ○_____	（避難経路の床等） _____以上 （その他） ____以上	○あり (____) ○なし	○あり (____) ○なし	

外部に設置するものは、防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

○21 くつふきマット

材種	受け枠	備考
○塩化ビニル又はゴム製 ○硬質アルミニウム合金製 ○ステンレス鋼（SUS304）製 ○____________	○ステンレス鋼（SUS304） ○硬質アルミニウム合金 ○____________	

○22 流し台ユニット

材　種	寸法(mm) W	D	H	備考
○流し台	○1200 ○1500 ○1800	○550 ○600 ○650	○800 ○850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○コンロ台	○600	○550 ○600 ○650	○620 ○670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○つり戸棚	○1200 ○900	○450	○500 ○700	市販品
○水切り	○1200 ○900 ○600			市販品 ステンレス製 ○1段式　○____________

品質、性能
外観はJIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。
構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の既定による。
形状
⊠図示　○____________

○23 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	JISによる種類
○鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○１種　○２種　○３種
○鋼製物品棚		○４種　○５種　○６種

○24 屋内掲示板

枠の材質　⊠アルミニウム製　○____________
表面の材質　⊠塩ビ発泡シート張り　○____________

○25 洗面カウンター

材　種　○メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き(mm)　○約 450　○約 600　○BL品

○26 防煙垂れ壁

○固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
⊠網入り磨板ガラス ○線入り磨板ガラス	⊠6.8 ○_____	⊠500 ○_____	アルミ製枠付き

○可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
○垂直降下式 （巻取り型）	⊠ 不燃布 （不燃認定品）	⊠500 ○800 ○_____	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠500 ○800 ○_____	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○_____

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○28 収納家具

合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○____________
材質、形状、寸法　⊠図示　○____________

●29 屋上点検口

材質：SUS
仕上：鏡面(#400程度)

7 塗装改修工事

○ 1 材料

[7.1.3]
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○____________
防火材料　⊠屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
○次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：__________）

○ 2 下地調整

[7.2.1～7] [表7.2.1～7]
塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
⊠劣化部分は除去し、活膜部分は残す　○図示　○____________
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　○行う（________箇所）　○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	⊠不透明塗料塗りの場合はＲＢ種 ○________	
鉄鋼面	⊠ＲＢ種　○________	
亜鉛めっき面	⊠ＲＢ種　○________	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）	⊠ＲＢ種　○________	
モルタル、 せっこうプラスター面	⊠ＲＢ種　○________	○行う ○行わない
コンクリート面(DP以外)、 ＡＬＣパネル面	⊠ＲＢ種　○________	○行う ○行わない
押出成形セメント板面	○ＲＡ種　○ＲＢ種 ○ＲＣ種	○行う ○行わない
コンクリート面(DP)	○ＲＢ種　○ＲＣ種	○行う ○行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	⊠ＲＢ種　○________	

○ 3 素地ごしらえ

[7.3.2～7] [表7.3.1～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠Ａ種　○Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	⊠Ｂ種　○Ａ種
鉄鋼面（DP以外）		⊠Ｃ種　○Ａ種　○Ｂ種
鉄鋼面（DP）		⊠Ｂ種　○Ａ種　○Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	（鋼製建具等以外）	○Ａ種　○Ｂ種
	（鋼製建具等）	⊠Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		⊠Ｂ種　○Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		⊠Ｂ種　○Ａ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		○Ａ種　○Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		⊠Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	⊠Ａ種　○Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	⊠Ｂ種　○Ａ種

○ 4 錆止め塗料塗り

[7.4.2、3] [表7.4.1～6]
錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類			塗料の種別	工程の種別
○鉄鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.3）	塗替え		Ａs種	⊠Ｃ種　○___
		新規見え掛り		Ａs種	⊠Ａ種　○___
		新規見え隠れ		Ａs種	⊠Ｂ種　○___
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え		⊠Ｂs種○Ａs種	⊠Ｃ種　○___
		新規見え掛り		⊠Ｂs種○Ａs種	⊠Ａ種　○___
		新規見え隠れ		⊠Ｂs種○Ａs種	⊠Ｂ種　○___
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え		7.4.2(1)(ｲ)(b)による。	○Ａ種（下地調整ＲＡ種） ○Ｂ種（下地調整ＲＢ種） ○Ｃ種（下地調整ＲＣ種）
		新規		7.4.2(1)(ｲ)(a)による。	○Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え		⊠Ａz種○Ｂz種	⊠Ｃ種　○___
		新規	鋼製建具等	⊠Ａz種○Ｂz種	⊠Ａ種　○___
			その他	⊠Ｂz種　○___	⊠Ｂ種　○___
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え		⊠Ｃz種　○___	⊠Ｃ種　○___
		新規	鋼製建具等	⊠Ｃz種　○___	⊠Ａ種　○___
			その他	⊠Ｃz種　○___	⊠Ｂ種　○___
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え		⊠Ｂz種　○___	
		新規		⊠Ｂz種　○___	

○ 5 塗装

[7.5.2～7.12.2] [表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
○合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ⊠1種　○2種	木部屋外	⊠B種　○___	⊠A種　○___
	木部屋内	⊠B種　○___	⊠B種　○___
	鉄鋼面	⊠B種　○___	⊠B種　○A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	⊠A種　○___	⊠B種　○___
	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	⊠B種　○___	⊠B種　○___
○クリヤラッカー塗り(CL)		⊠B種 ○A種　（着色塗料の種類：　　）	⊠B種 ○A種（着色塗料の種類：　　）
○アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○耐候性塗料塗り(DP)	○鉄鋼面 上塗り等級（ １ ）級		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（___）級		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○A-1種　A-2種 ○B-1種　○B-2種 ○C-1種　○C-2種	○A-1種　○__ ○B-1種　○__ ○C-1種　○__
○つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	⊠B種　○______	⊠B種　○A種
	屋内の木部	⊠B種　○______	⊠A種　○___
	屋内の鉄鋼面	⊠B種　○______	⊠B種　○A種
	屋内の亜鉛めっき面	⊠A種　○______	⊠A種　○B種
○合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠B種　○______	⊠B種　○A種
○ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠B種　○______	⊠B種　○A種
○ステイン塗り		○ピグメントステイン塗り ○オイルステイン塗り（ＯＳ）	
○木材保護塗料塗り(WP)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
○______
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
○______
○高日射反射率塗料塗り G
○下地調整（改修標準仕様書　○表7.2.2　○表7.2.3）
⊠ＲＢ種　○ＲＡ種　○ＲＣ種
○新規塗装面の素地ごしらえ（改修標準仕様書　○表7.3.2　○表7.3.3）

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/m²)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	○１級 ○２級 ○３級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程２の適用
○適用しない
○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色の適用
○適用する
○適用しない
ピグメントステイン塗りの工程等
○製造所の仕様による

○ 6 有害物質の処理

除去処理対象物質　○ＰＣＢ　○六価クロム　○________
除去対象物　○________
除去対象範囲　○図示　○________
除去方法　○________
処分　○________
有害物質の取扱については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 環境配慮改修工事

● 1 石綿含有建材の除去工事

[9.1.1、3～6]
○石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	○計_____点
○	測定 2		○調査対象室外部の付近 ○敷地境界	○計_____点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	○計_____点
○	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	○計_____点
○	測定 5		集じん･排気装置の排出口 （処理作業室外の場合）	出口吹き出し 風速 1m/s以下の位置 ○計_____点
○	測定 6		処理作業室内 ○施工区画周辺 ○敷地境界	○計_____点
○ ○	測定 7	処理作業後 (ｼｰﾄ養生中)	処理作業室内	○計_____点
○	測定 8	処理作業後(ｼｰﾄ	処理作業室内	○計_____点
○	測定 9	（シート撤去後）	○調査対象室外部の付近 ○敷地境界	○計_____点

測定方法
○自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測定 4 ○測定 5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

○JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)
○測定 4 ○測定 5 ○___	25	5	30
○測定 ○___	47	10	120
○測定 ○___	47	10	240
○測定 ○___			

[9.1.3～6]
石綿含有建材の処理
○石綿含有吹付け材（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）の除去
除去対象範囲　○図示　○________
除去工法
⊠改修標準仕様書9.1.3（2）(ｱ)による　○________
除去した石綿含有吹付材け材等の飛散防止措置
⊠湿潤化　○固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
○埋立処分(管理型最終処分場)
○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
除去対象範囲　○図示　○________
除去工法　○破砕して除去　○手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止　⊠湿潤化　○固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
○埋立処分(管理型最終処分場)
○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断、破砕等による除去
除去対象範囲　○図示　○__________
隔離養生（負圧不要）方法
足場　○図示　○__________
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
○埋立処分(安定型最終処分場)
○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有成形板の除去
（石綿含有けい酸カルシウム板第一種の手ばらしによる除去を含む。
除去対象範囲　○図示　○__________
除去した石綿含有成形板の処分
○石綿含有せっこうボード
⊠埋立処分(管理型最終処分場)
足場　○図示　○__________
○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
○埋立処分(安定型最終処分場)
○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○

●石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
除去対象範囲　●図示　○__________
着工前の試験施工　⊠行う　●行わない
除去工法
○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
○集じん装置併用手工具ケレン工法
○集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
○集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
○剥離剤併用超音波ケレン工法
○剥離剤併用手工具ケレン工法
○剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
○剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
○超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
養生方法
○__________
石綿含有仕上塗材又は石綿含有形成（下地調整材）の除去
（１）剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しない。
剥離剤使用量　０．６～１．０kg/m²
（２）水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収しなければならない。回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

除去した石綿含有仕上塗材の処分
●埋め立て処分（安定型最終処分場）
○埋め立て処分（管理型最終処分場）
○中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　○図示　○__________

○ 2 ＰＣＢ含有シーリング材の処分

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査 （第一次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　_____箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査 （第二次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　_____箇所	

⊠１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
⊠２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有分析について分析を行うこと。なお分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取方法　分析機関の指定にする方法により採取する。
２）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）

○ 3 外断熱改修工事 G

断熱材　[9.2.1～4]
断熱材の種類　○__________
断熱材の厚さ（mm）○__________
施工箇所　○図示　○__________
ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○__________
外装材

種類	防火性能	備考
○__________		

鋼材　⊠改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木　⊠改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
下地面の清掃　○行う　○行わない
欠損部の改修工法
○改修標準仕様書4章による
○__________
工法
1-4　適用区分による風圧力（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　○__________
断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○__________
外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○__________
通気層の有無　あり（　　mm）　なし
外装材の外壁への取付け　○図示　○__________
笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○__________

○ 4 断熱･防露改修工事 G

[9.3.2～4]
フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○__________
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○__________
工法
○断熱材打込み工法　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　○__________
厚さ(mm)　○__________
施工箇所　○__________
○断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○__________
吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○__________
施工箇所　○図示　○__________
○断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　（____________）　厚さ（mm）　（____________）
○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
材質　○__________　厚さ　○__________(mm)
○張り付け工法
断熱材の張り付け工法　○__________
断熱材へのボードの張付け工法　○__________

○ 5 屋上緑化改修工事 G

[9.4.1～4]
植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の種類等　⊠図示　○__________
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○__________
品質、性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による
1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○_______________）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○__________

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

工事名	東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事	製図年月日	・　・
図名	建築改修工事特記仕様書ー３　R8.1		
製図			

A 03 千葉県

8 環境配慮改修工事

○ 6　透水性アスファルト舗装改修工事

[9.5.2～5、9] [表9.5.7]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○_____
路床
　路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G　○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○_____	○図示 ○___
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○___

（凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
　○行う　　○行わない
○路床安定処理　　○適用する　　○適用しない
　安定処理の方法　○置き換え工法（○_____）○安定処理工法
　路床安定処理添加材料
　　種類　　○普通ポルトランドセメント　　○高炉セメントＢ種 G
　　○フライアッシュセメントＢ種
　　○生石灰（○特号　○1号）　　○消石灰（○特号　○1号）
　　添加量　○_____　kg/m³　（目標CBR　⊠３以上　○_____）
　安定処理工法に関する試験　　○　　○_____）
　　安定処理のＣＢＲ試験（配合試験含む）　　○行う　　○行わない
　　安定処理及びＣＢＲ試験、配合試験は「舗装調査・試験法便覧」（安定処理土のＣＢＲ試験方法（JGS 0811準拠）、「舗装施工便覧」（５－１－４（１））による
　六価クロム溶出試験　　○行う　　○行わない
　　六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認すること。
試験
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　（資料採取方法　　○変状土　　○現状土）
　　○行う（___箇所）　　○行わない
　路床締固め度の試験　　○行う（___箇所）　　○行わない
　現場ＣＢＲ試験　　○行う（___箇所）　　○行わない
　○不織布（ジオテキスタイル）
　　単位面積質量　　○60g/㎡以上　　○
　　厚さ（mm）　　○0.5～1.0　　○_____
　　引張強さ　　○98N/5cm（10kgf/5cm）　　○
　　透水係数　　○1.5×10-1cm/sec以上　　○
路盤
　路盤の厚さ　　○図示　　○_____
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
　○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン G
　○再生粒度調整砕石 G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ G
　○粒度調整鉄鋼スラグ G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
舗装の構成　　○図示　　○_____
開粒度アスファルト混合物等の樹出試験　　○行う　　○行わない
舗装の平たん性　　⊠著しい不陸がないもの　　○_____

9 その他

○ 1　土工事

1.　埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
　種別　○A種　⊠B種　○C種　○D種
　　○建設汚泥から再生した処理土 G
　千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」
　（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2.　建設発生土の処理　(3.2.5)
　○構外搬出適切処理（別記－１による）
　○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（_____）

○ 2　コンクリートブロック工事

1.　補強コンクリートブロック造　(8.2.2～5)
　○ブロックの種類：_____

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○_____				○無、○有		
○_____				○無、○有		

　モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　_____）：砂（　_____））
　各部の配筋　：　⊠図示、○（　_____）
　モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊠図示、○（　_____）
2.　コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
　○ブロックの種類：_____

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○_____				○無、○有		

　塀の厚さ（mm）　：_____
　塀の高さが2m以下　　⊠120 、○（_____）
　塀の高さが2m超え　　⊠150 、○（_____）
　壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊠図示、○（_____）
　各部の配筋　：⊠図示、○（_____）

○ 3　ガラスクリーニング

施　工
　⊠外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○ 4　既存建具金物調整

　○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所
　　○金属製建具　（　○内外共　　○外部　　○_____）
　　○木製建具

○ 5　コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、
　これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○ 6　上ガス対策

○なし　　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器
　　○その他（_____））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記1「建設副産物の処理」

● 1　共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の Ｄ 票及び Ｅ 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○ 2　建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
　○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
　○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
　　発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
　　ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
　　_____工事
　　_____市_____町地先
　　イ　土質及び処分量　：　第____種建設発生土_____m3
　　ウ　搬出時期　　：　令和___年___月～令和___年___月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
　　建設発生土（_____m3）は、_____ 市 _____ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
　　建設発生土（_____m3）は、片道運搬距離 _____ kmに搬出するものとする。

○ 3　路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	

● 4　建設廃棄物等

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○コンクリート塊（有筋）	___t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
●廃プラスチック	1.9 m³	千葉市中央区 村田町地先	16.8km	●中間処理場 ○最終処分場	
●金属くず	0.1 m³	千葉市中央区 村田町地先	16.8km	●中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
●混合廃棄物	0.5 m³	千葉市中央区 村田町地先	16.8km	●中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○木くず	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
●ｱｽﾍﾞｽﾄ含有廃棄物	0.1 m³	千葉市若葉区 小間子町町地先	15.4km	⊠中間処理場 ●最終処分場	
○	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○スクラップ控除（鉄）	t			⊠有価物処理	
○スクラップ控除（ｱﾙﾐ）	kg			⊠有価物処理	
○スクラップ控除（ｽﾃﾝﾚｽ）	kg			⊠有価物処理	

上記　２建設発生土　３路盤廃材　４建設廃棄物等の数量については積算のための参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（_____）
②特別管理産業廃棄物
　○無　○有　品目名（_____）ー処理方法（_____）
③現場において再利用を図るもの（　_____）

別記2

工　事　区　分　表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	躯体、穴明け	○	○	○
		鉄筋補強	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	○	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	○	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	○	○
		切込み　（開口補強無し）	○	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	躯体と一体のもの	○	○	○
	屋内　受水槽、タンク類等	上記以外のもの	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー消火水槽等	躯体と一体のもの	○	○	○
		上記以外のもの	○	○	○
	屋外　キュービクル、受水槽、	鉄筋コンクリート製	○	○	○
	屋外　タンク類等	無筋コンクリート製、その他	○	○	○
点検口	架台、アンカーボルト		○	○	○
	床、壁、天井		○	○	○
	配管ピット、トレンチピット		○	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	○	○
		二次側	○	○	○
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	○	○
	換気扇取付パネル		○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

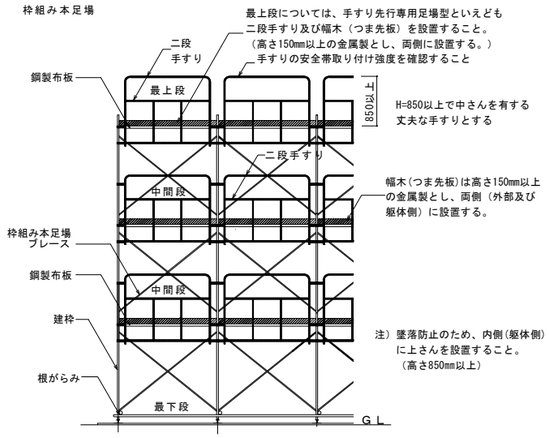

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

住所：千葉市若葉区東寺山町770番1

案内図

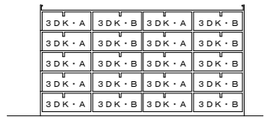

３号棟 5F 20戸

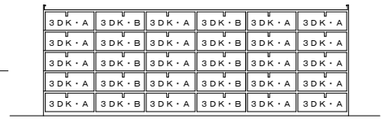

４号棟 5F 30戸

住戸概要			
棟	タイプ	戸数	計
３号棟	３ＤＫ・Ａ	１０戸	２０戸
	３ＤＫ・Ｂ	１０戸	
４号棟	３ＤＫ・Ａ	２０戸	３０戸
	３ＤＫ・Ｂ	１０戸	
計			５０戸

住棟断面キープラン

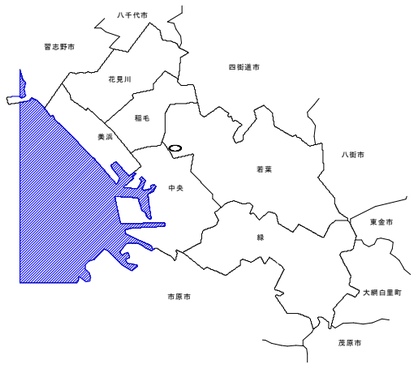

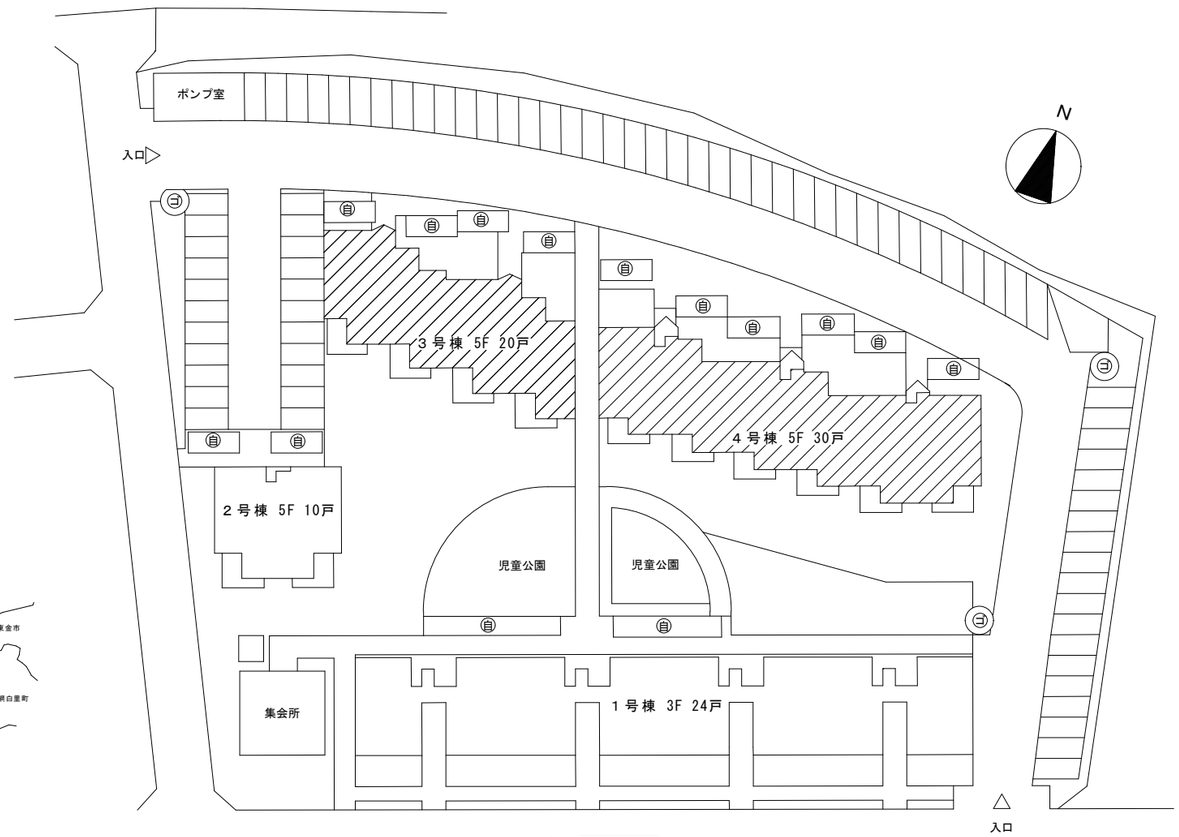

配置図 1：400

：屋上防水改修工事対象棟を示す
（３，４号棟）

MEMO

１級建築士事務所 登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３-２２-６ TEL 043(308)3917
(株)喬建築設計事務所
一級建築士 登録番号 第121106 横場 陸夫

検印

工事名称：東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事

図面名：案内図・配置図

設計年月日

縮尺：A1 1：400 / A3 1：800

図面番号：Ａ－０５

既存屋根

平場：豆砂利コンクリートt=50伸縮目地（W10）
断熱材t=30
アスファルト防水層
コンクリート金ゴテ押え
立上り：露出アスファルト防水 端部アルミアングル押え撤去

その他： 既存屋上点検口蓋撤去
既存ルーフドレイン75Φ撤去

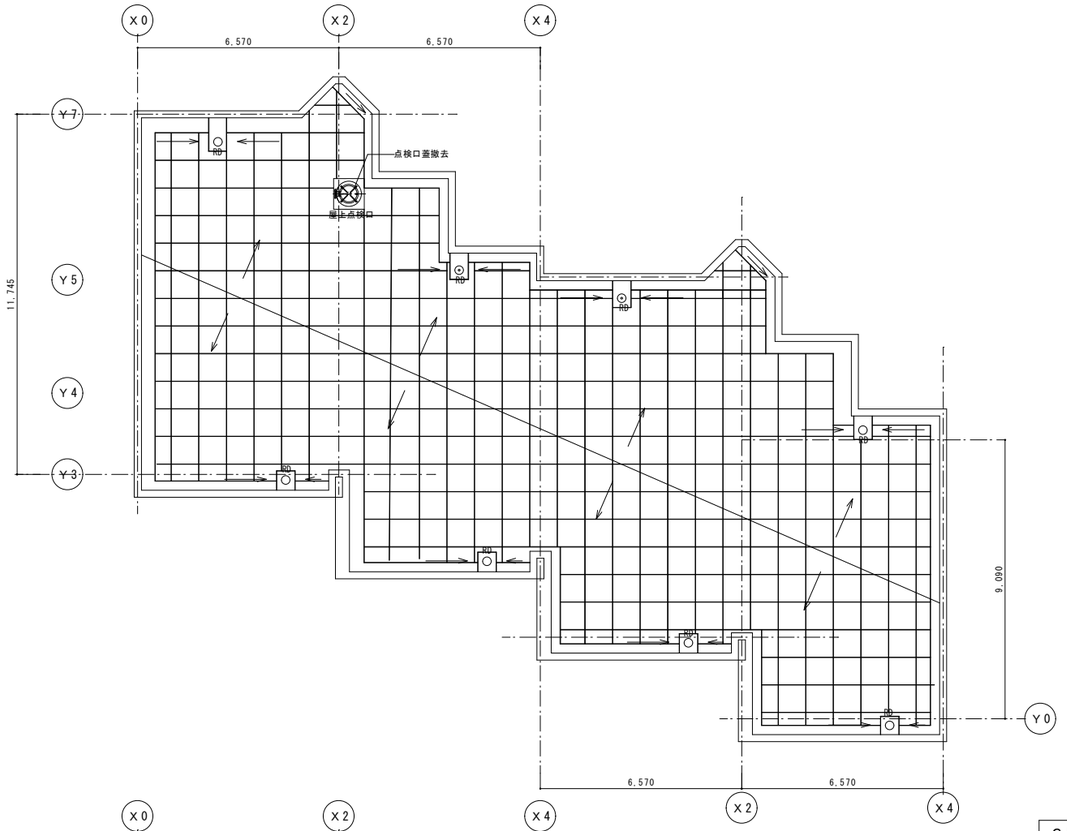

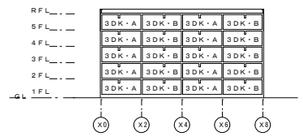

3号棟 5F 20戸

3号棟既存屋根伏図　1：100

改修屋根

平場：伸縮目地（W10）撤去後バックアップ材挿入の上脱気テープ貼
デッキブラシ清掃
高反射合成高分子系シート防水t=2mm（機械固定工法）+脱気装置（4箇所 SUS製）

立上り：露出アスファルト防水層撤去(押え金物共)下地調整後
仮防水兼下地処理剤塗の上
高反射合成高分子系シート防水t=2mm圧着工法
パラペット笠木：下地調整後ウレタン塗膜防水

その他： 屋上点検口(丸型）既存撤去後ステンレス点検蓋に交換
点検口架台ウレタン塗膜防水
ルーフドレイン　改修用ルーフドレイン新設(8箇所)

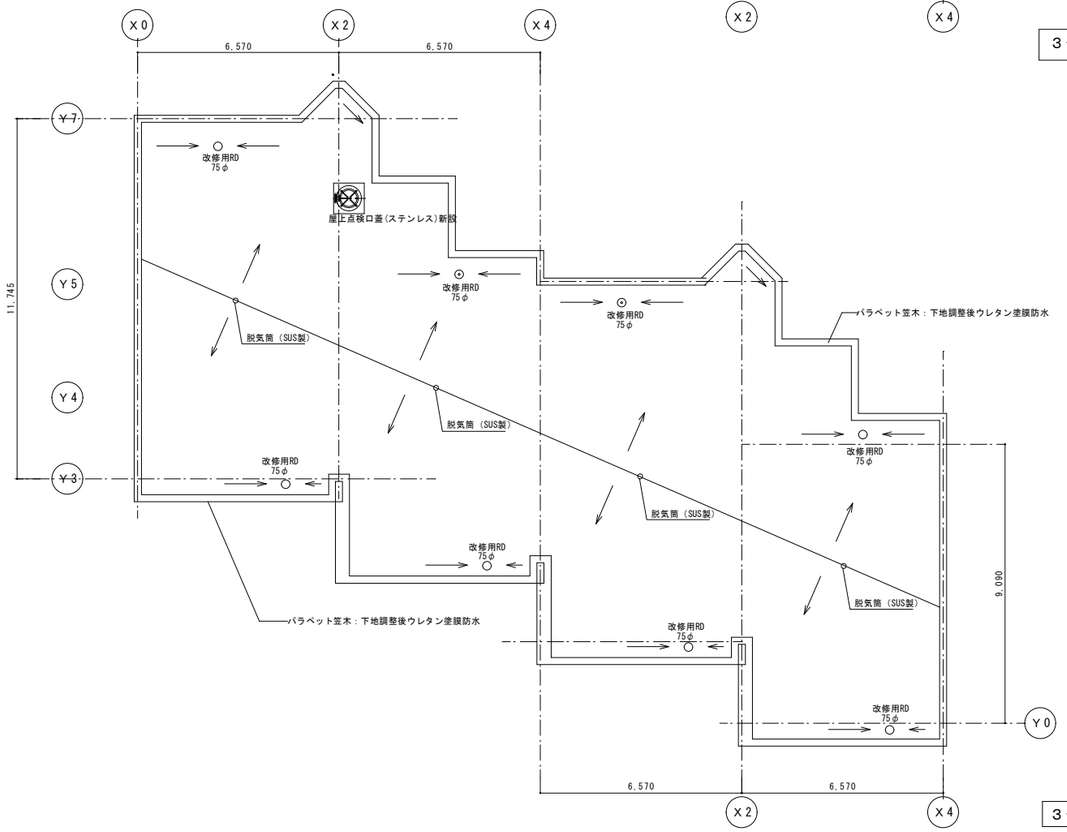

3号棟改修屋根伏図　1：100

MEMO

1級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北3-22-6　TEL 043(308)3917
(株)喬建築設計事務所
KYO
一級建築士　登録番号　第121106　橋場 陸夫

検印			

工事名称	東寺山第二県営住宅3，4号棟屋上防水改修工事	設計年月日	図面番号
図面名	3号棟屋根伏図(既存・改修)	縮尺 A1 1：100 / A1 1：200	A－06

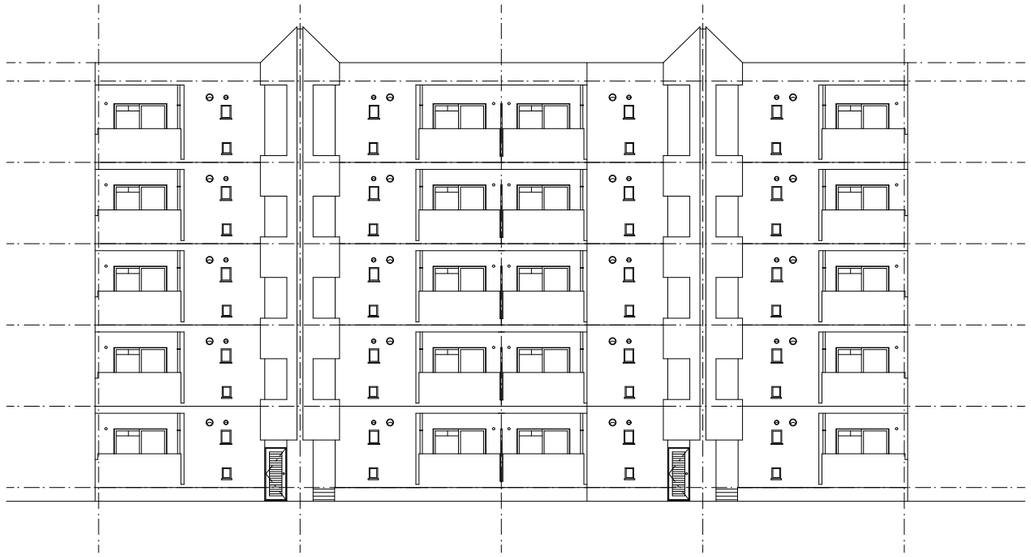

北立面図　1：100

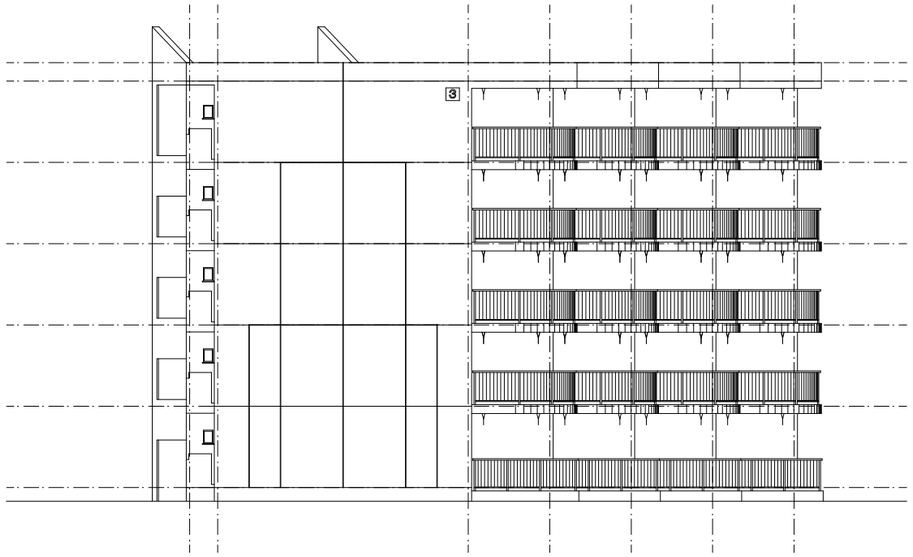

西立面図　1：100

南立面図　1：100

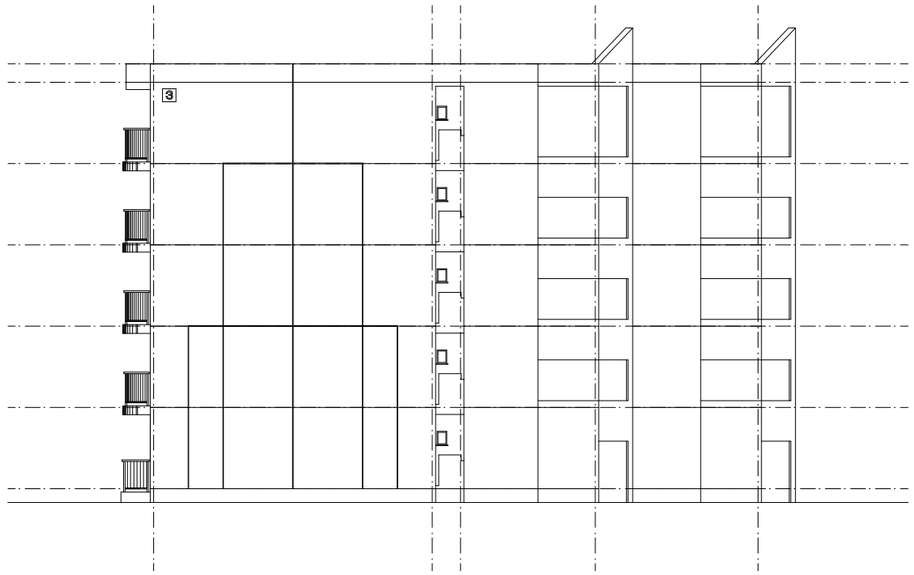

東立面図　1：100

MEMO

１級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３－２２－６　TEL 043(308)3917
（株）喬 建築設計事務所
KYO
一級建築士　登録番号　第121106　橋場 陸夫

検印			

工事名称	設計年月日	図面番号
東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事		Ａ－０７
図面名：３号棟立面図	縮尺　A1　1：100 A3　1：200	

既存屋根

平場：豆砂利コンクリートt=50伸縮目地（W10）
断熱材t=30
アスファルト防水層
コンクリート金ゴテ押え
立上り：露出アスファルト防水 端部アルミアングル押え撤去

その他： 既存屋上点検口蓋撤去
既存ルーフドレイン75φ撤去

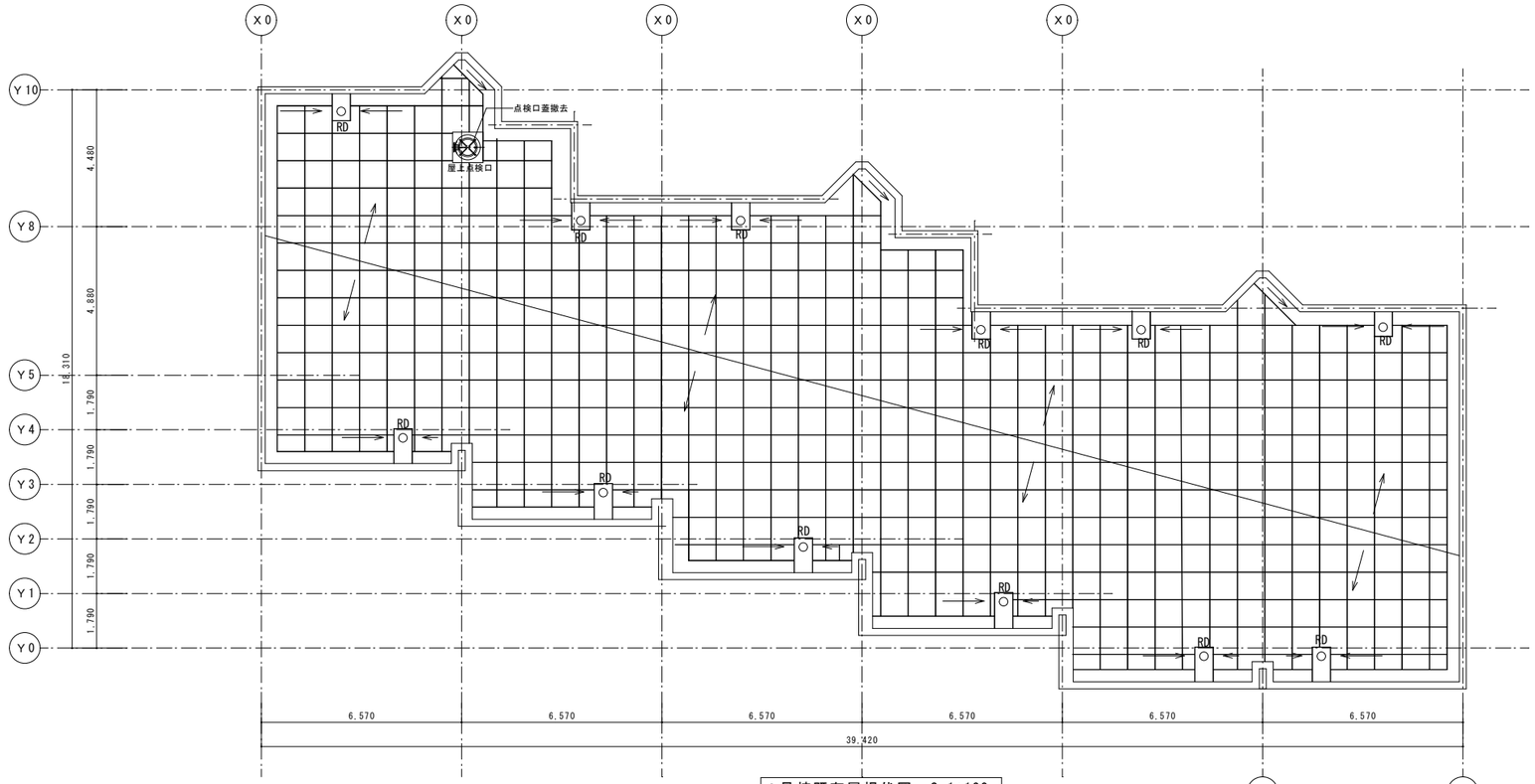

4号棟既存屋根伏図　S=1:100

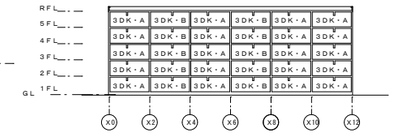

4号棟 5F 30戸

改修屋根

平場：伸縮目地（W10）撤去後バックアップ材挿入の上脱気テープ貼
デッキブラシ清掃
高反射合成高分子系シート防水t=2mm（機械固定工法）+脱気装置（5箇所 SUS製）

立上り：露出アスファルト防水層撤去(押え金物共)下地調整後
仮防水兼下地処理剤塗の上
高反射合成高分子系シート防水t=2mm圧着工法

パラペット笠木：下地調整後ウレタン塗膜防水

その他： 屋上点検口(丸型) 既存撤去後ステンレス点検蓋に交換
点検口架台ウレタン塗膜防水
ルーフドレイン　改修用ルーフドレイン新設(12箇所)

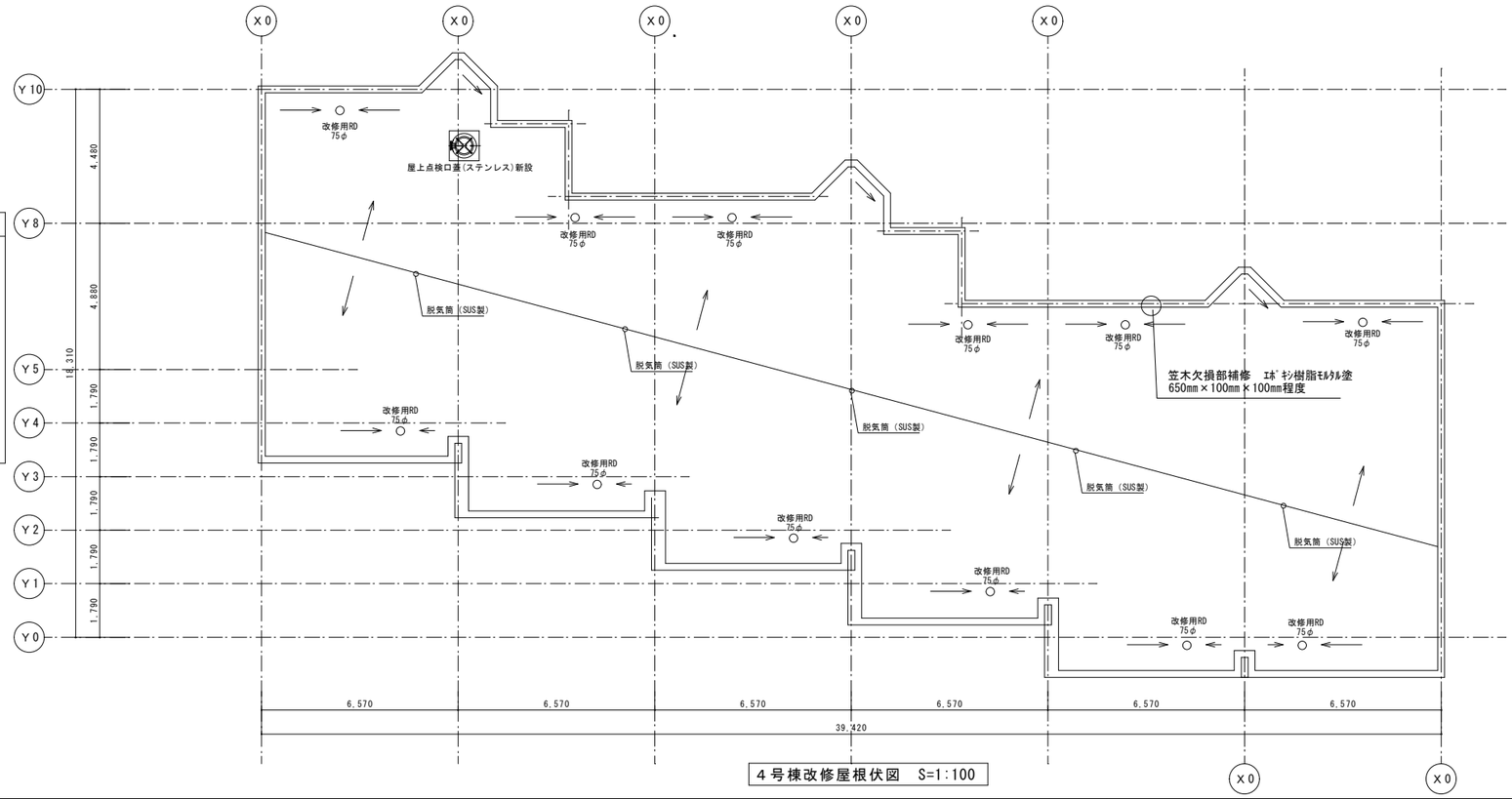

4号棟改修屋根伏図　S=1:100

MEMO

1級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北3-22-6　TEL 043(308)3917
(株)喬建築設計事務所
KYO
一級建築士　登録番号　第121106　横場 陸夫

検印	工事名称	設計年月日	図面番号
	東寺山第二県営住宅3，4号棟屋上防水改修工事		A－08
	図面名：4号棟屋根伏図(既存・改修)	縮尺 A1 1:100 / A3 1:200	

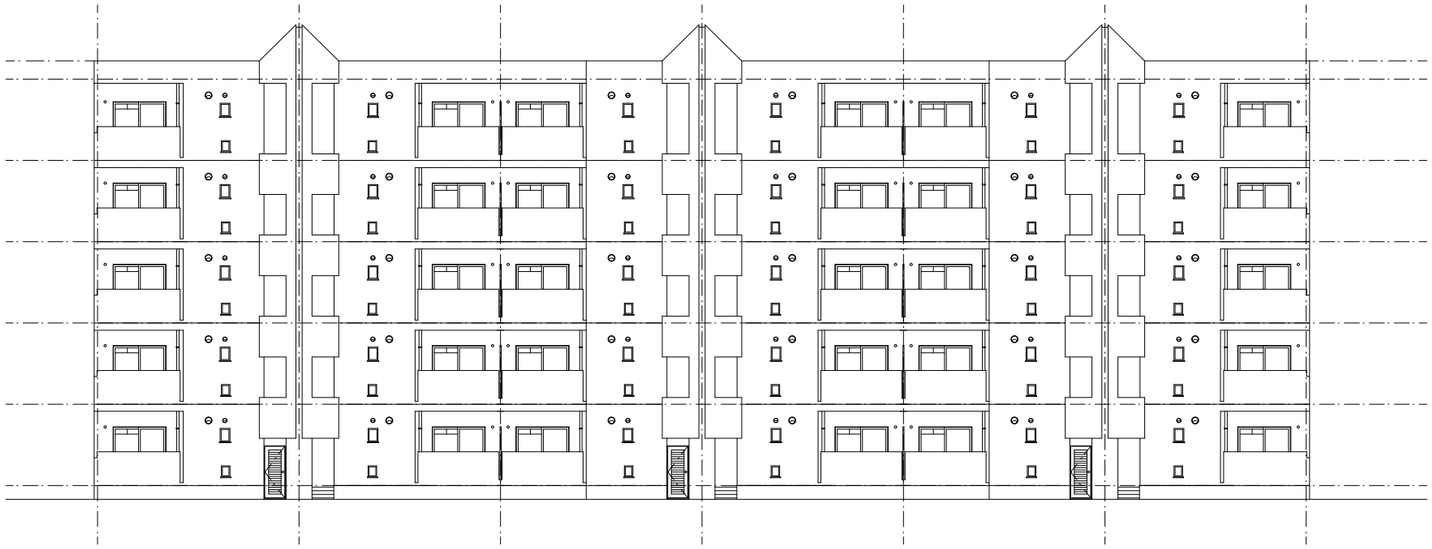

北立面図　1：100

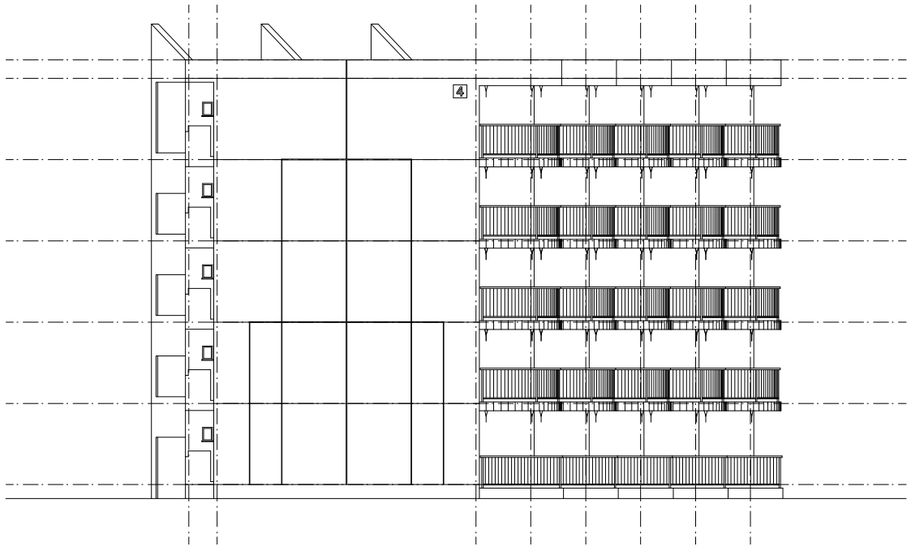

西立面図　1：100

南立面図　1：100

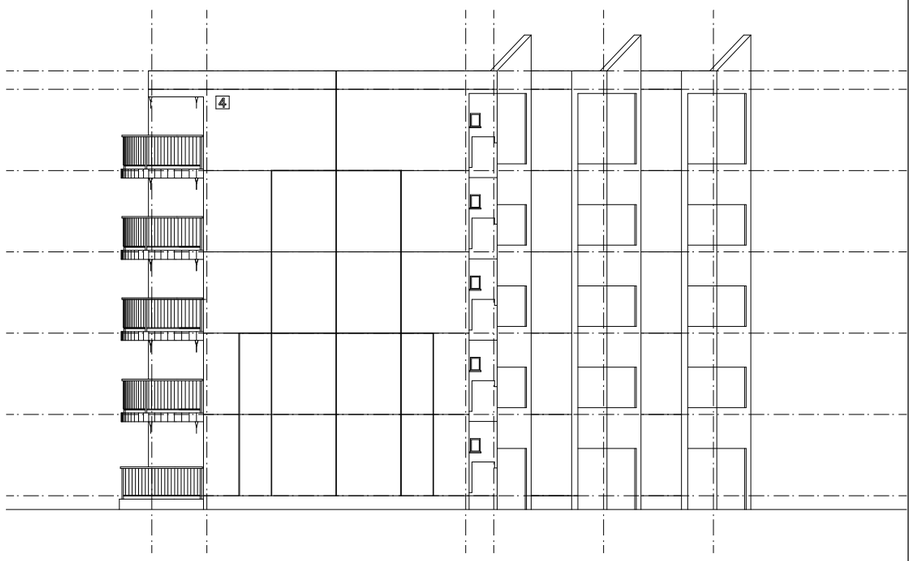

東立面図　1：100

MEMO

１級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３－２２－６　TEL 043(308)3917
（株）喬 KYO 建築設計事務所
一級建築士　登録番号　第121106　橋場 陸夫

検印			

工事名称	東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事	設計年月日	図面番号
図面名	４号棟立面図	縮尺 A1 1：100 / A3 1：200	Ａ－０９

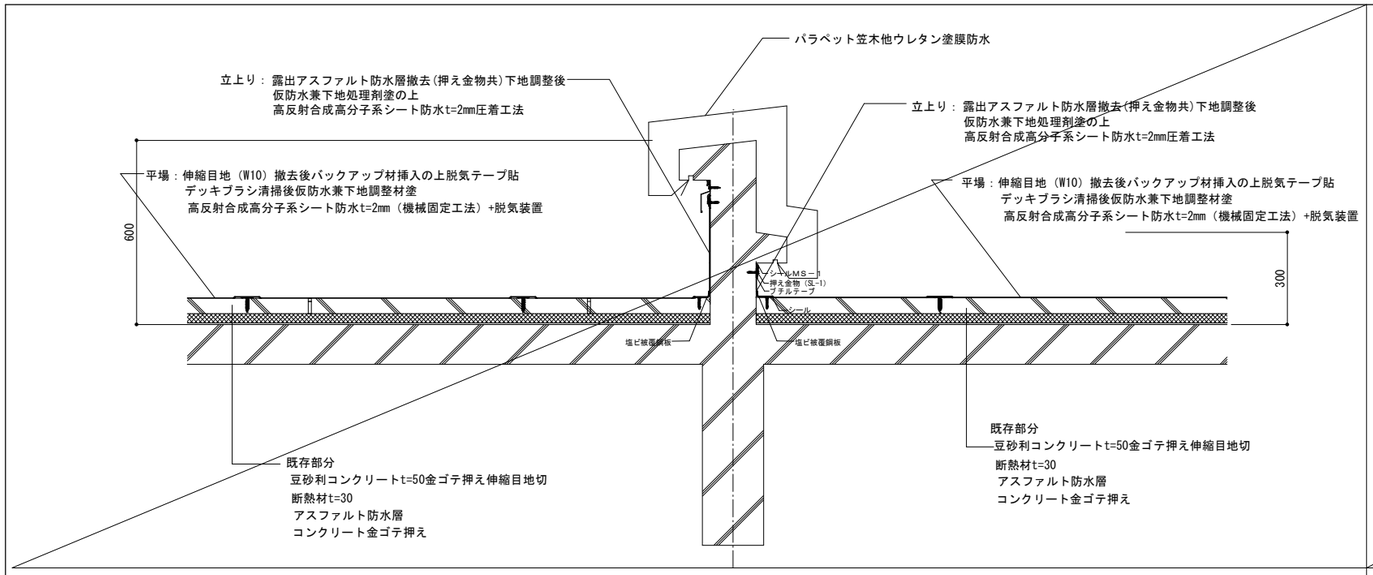

通気管詳細図 1/10

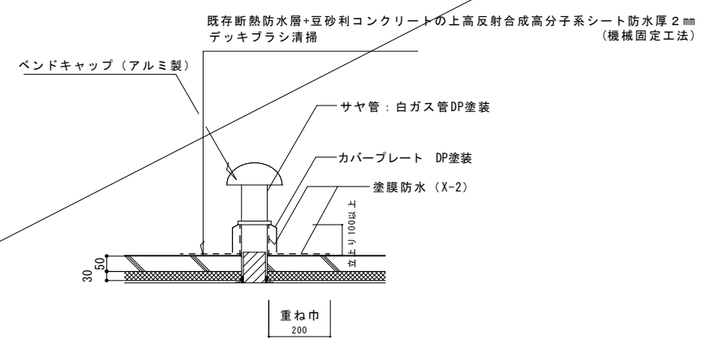

点検口 1/10

各棟　1個所

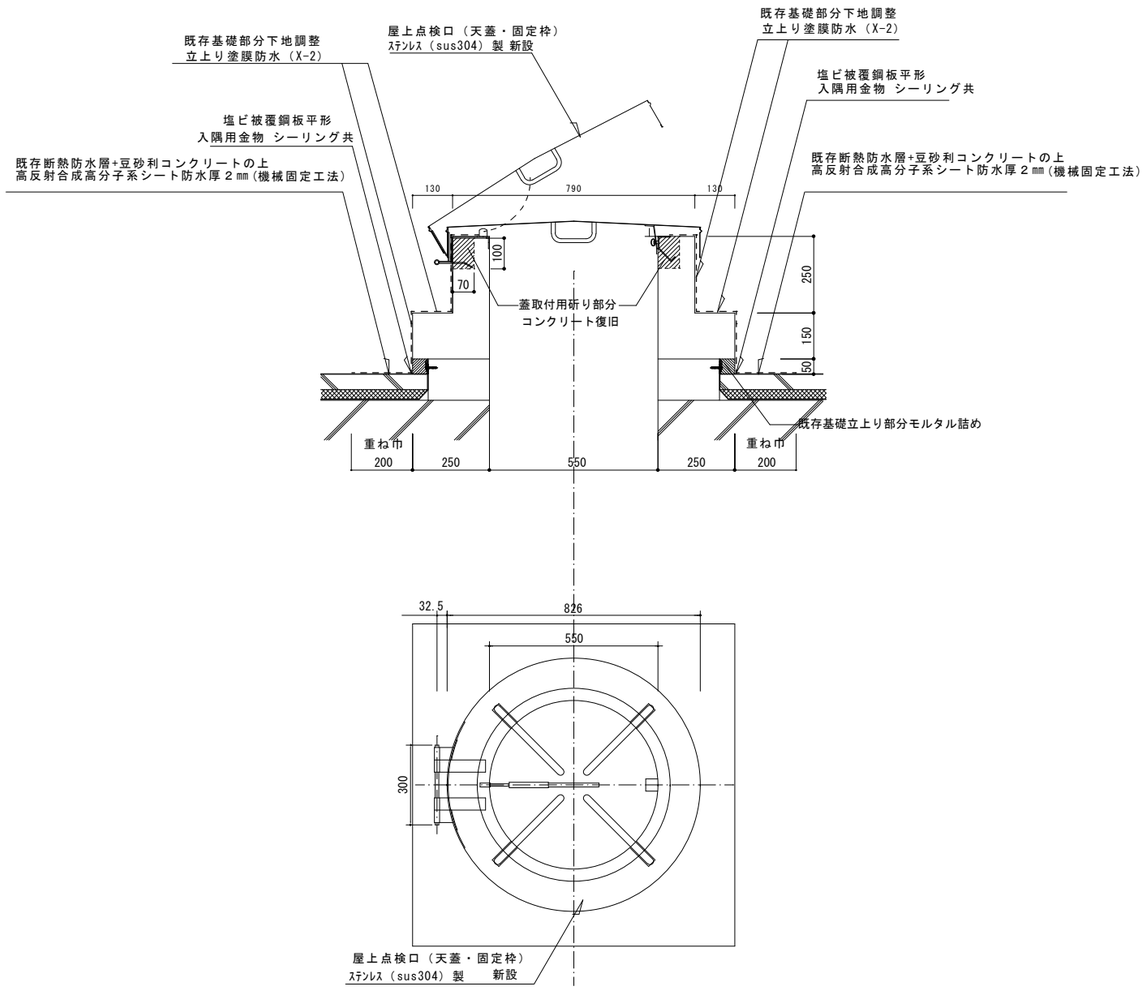

ＴＶ架台詳細図 1/10

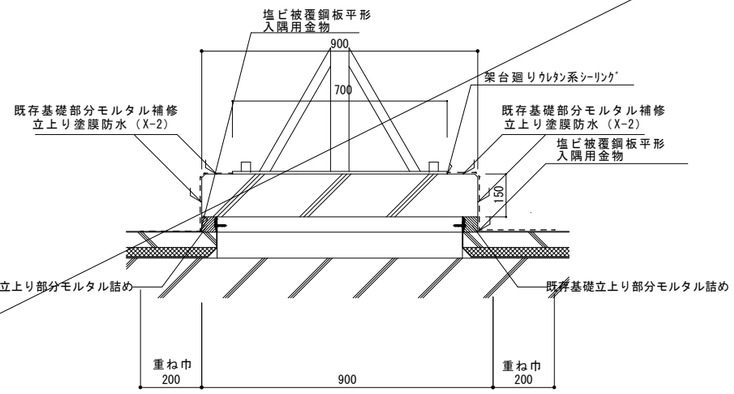

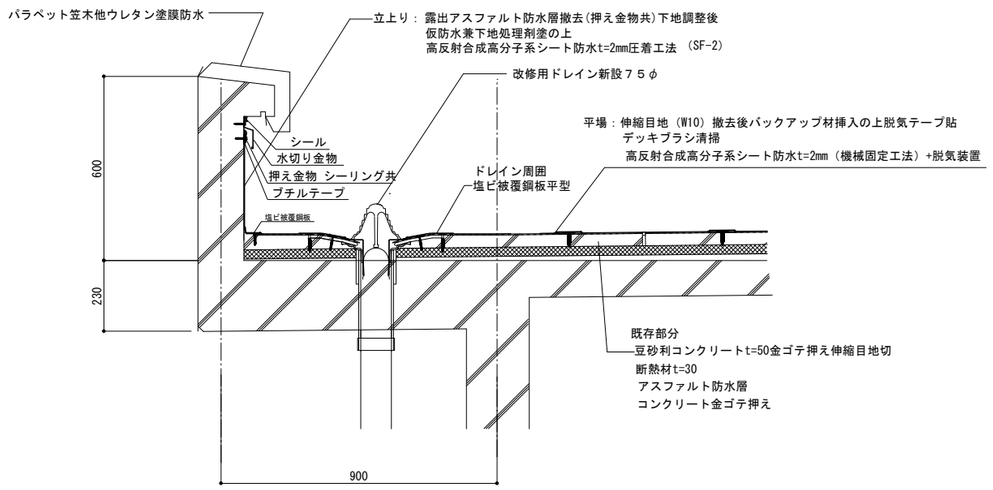

MEMO

１級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３－２２－６　TEL 043(308)3917
（株）喬 KYO 建築設計事務所
一級建築士　登録番号　第121106　横場 隆夫

検印	工事名称	設計年月日	図面番号
	東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事		Ａ－１０
	図面名：防水詳細図	縮尺：A1 1：10、1：20 / A3 1：20、1：40	

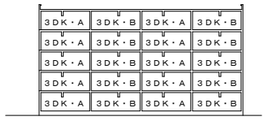

３号棟 5F 20戸

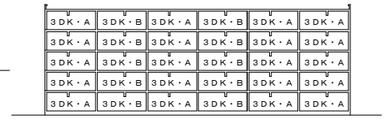

４号棟 5F 30戸

住棟断面キープラン　1：500

凡例

記号	名称
自	自転車置場
ゴ	ゴミ置場
	駐車場：164台

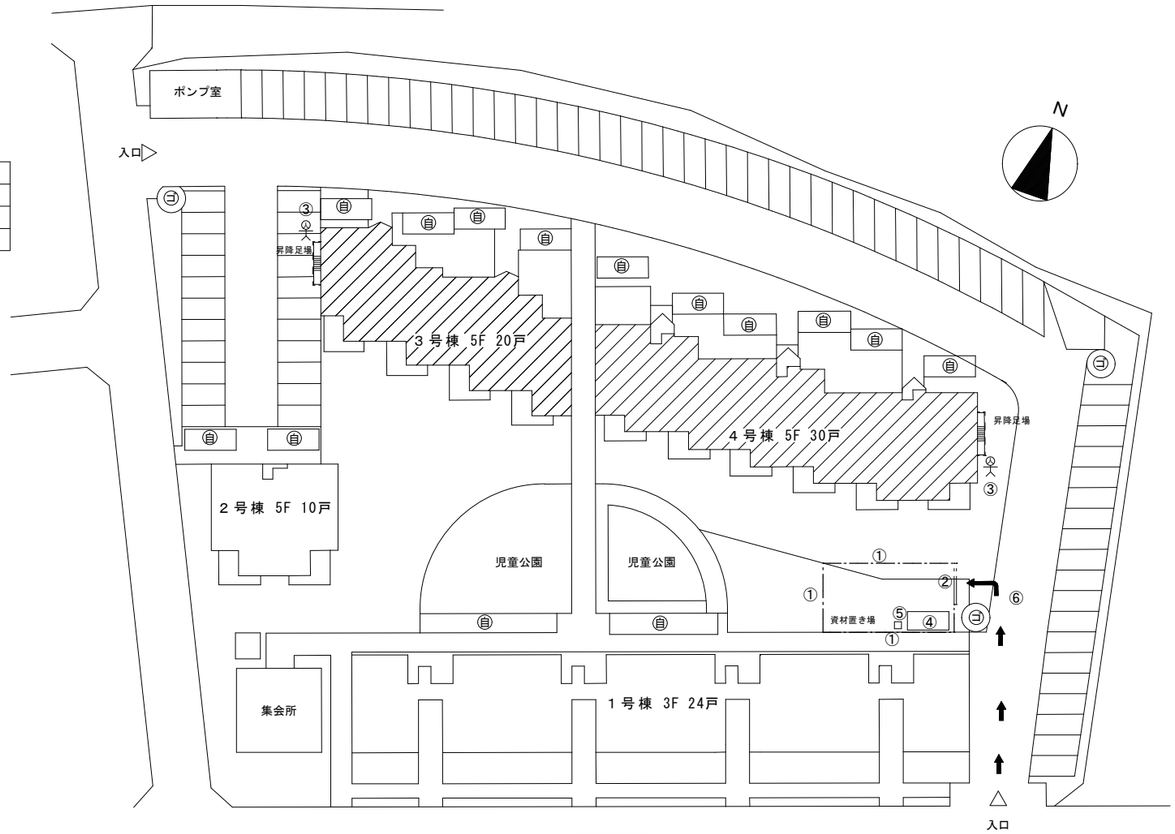

記号	仮設概要
①	ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ1,800x1,800　46.2m
②	ｸﾛｽｹﾞｰﾄW=6.0m・H=1.8m：1箇所
③	交通指導員：6名
④	現場事務所：ユニットハウス5,400x2,400
⑤	仮設便所(大)
⑥	工事車輌出入口

特記事項
*産廃コンテナ、仮設事務所及び資材置き場設置については、自治会と協議の上決定すること
＊交通誘導員　計６名
（足場掛け１名、払い１名、荷揚げ時１名/棟当たり）
＊ラフテレーンクレーン　16t吊り　2台

：屋上断熱防水改修工事対象棟を示す
（３，４号棟）

配置図　1：400

MEMO

１級建築士事務所　登録 1-2202-3479
千葉市若葉区桜木北３-２２-６　TEL 043(308)3917
(株)喬建築設計事務所
KYO
一級建築士　登録番号　第121106　横場 隆夫

検　印

工事名称
東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事

図面名
仮設計画図

設計年月日

縮尺　A1　1：400　A3　1：800

図面番号
Ａ－１１

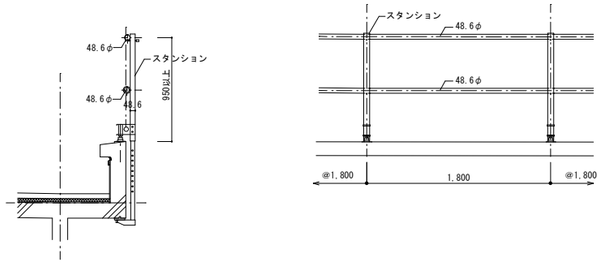

屋上仮設落下防止柵詳細図　1：30（参考図）

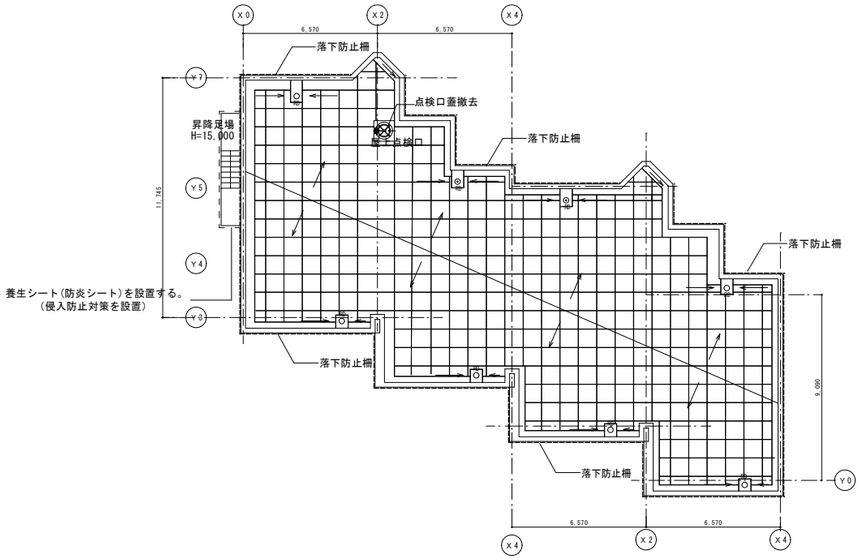

３号棟既存屋根伏図　S=1:150

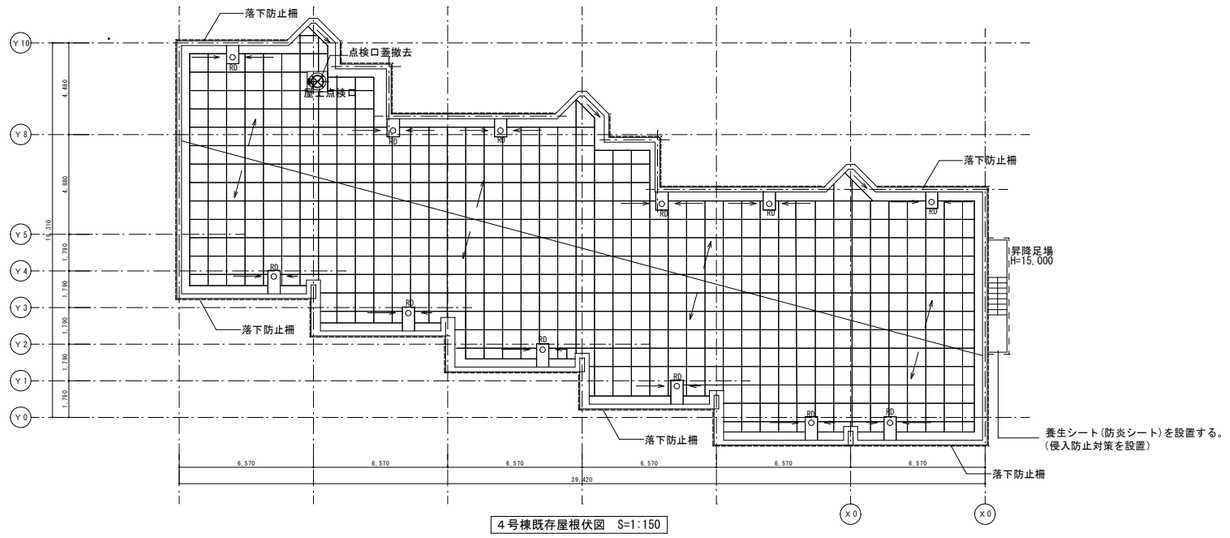

４号棟既存屋根伏図　S=1:150

※外壁仕上塗材にアスベストを含有するため、外壁足場の壁つなぎ設置時には集じん装置付ドリル等を使用すること。
なお、アスベストが含有した廃棄物は飛散防止措置を講じる等、法令に基づき適正に処理をおこなうこと。

MEMO	1級建築士事務所　登録 1-2202-3479 千葉市若葉区桜木北３-２２-６　TEL 043(308)3917 （株）喬建築設計事務所 KYO 一級建築士　登録番号　第121106　横場 陸夫	検　印	工事名称：東東寺山第二県営住宅３，４号棟屋上防水改修工事 図面名：仮設計画図-2（参考） 設計年月日 縮尺：A1 1：150　A3 1：300 図面番号：Ａ－１２